

入院時食事療養に関する事項

1. 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については6時以降）、適温で提供しています。
2. 治療食の提供（腎臓病・肝臓病・糖尿病など）をしています
3. 食堂における食事の提供をしています
4. 負担額について

一般（市民税課税世帯）の方	1食 510円
指定難病の方	1食 300円
市民税非課税世帯の方	1食 240円 (91日以降は 190円)
70歳以上で所得が一定基準以下 (低所得者Ⅰ)	1食 110円

※負担額を減額するためには、減額認定証の提示又はオンライン資格での確認が必要です。